

V 連携型選抜

1 連携型選抜の実施

- (1) 連携型高等学校（宮城県南三陸高等学校）は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校、同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
- (2) 連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜の募集割合及び選抜方法等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (3) 連携型選抜の募集割合等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。

2 出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の条件を全て満たし、連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 令和6年3月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。
- (2) 連携型高等学校、学科を志願する動機や理由が明確で適切であること。
- (3) 連携型高等学校、学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 中学校生活を意欲的に送り、入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

3 出願制限

出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

(1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 連携型選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程2,200円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

ロ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1枚

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1枚

角形2号封筒に、簡易書留通常郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

連携型選抜志願者は、上記(1)の①を連携型中学校長へ提出し、連携型中学校長は②～⑤を加えて、連携型高等学校の校長（以下「連携型高等学校長」という。）に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「連携型選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、連携型高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した連携型高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

(4) 出願者は、連携型中学校長から受験票を受け取る。

5 出願期間

出願受付期間は、2月13日（火）から2月16日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の2月16日（金）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、2月16日（金）午前11時までに必着のこと。）。

6 出願者数等の報告

連携型高等学校長は、2月16日（金）午前11時の出願締切後直ちに、連携型選抜出願者数等（学科別）を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

7 検査内容

検査内容は、第一次募集に準ずる。

8 選抜

- (1) 連携型高等学校は、原則として調査書、学力検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査し、選抜する。

- (2) 連携型高等学校長は、第一次募集の特色選抜による合格者の数があらかじめ定めた第一次募集の特色選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

9 合格者の発表

合格者の発表は、**3月14日（木）午後3時**に連携型高等学校において行う。

連携型高等学校長は、選抜の結果を連携型選抜結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）により連携型中学校長に通知する。

10 合格者数等の報告

- (1) 連携型高等学校長は、合格者決定後、**3月14日（木）正午**までに合格者数等（学科別）を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。
- (2) 連携型高等学校長は、**3月22日（金）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

11 合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。